

## 山鹿市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 熊本県 山鹿市

事 業 名 : 公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 令和 6 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 6 年度 ~ 令和 15 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	公共：昭和50年4月1日(48年) 特環：平成9年3月31日(26年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法適(一部)
処理区域内人口密度	公共：31.5人/ha 特環：29.7人/ha (公共+特環：31.0人/ha)	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	公共：山鹿処理区 特環：鹿本処理区、三玉・八幡処理区		
処理場数	山鹿浄水センター		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	令和3年度から農業集落排水事業の三玉・八幡処理区を特定環境保全公共下水道事業へ移行しています。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	旧山鹿市：累進従量制（山鹿処理区、三玉・八幡処理区）																																																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類、区分</th> <th>汚水量</th> <th>料金(税抜き)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>0 ～ 10 m<sup>3</sup></td> <td>1,310 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">超過料金 (1m<sup>3</sup>につき)</td> <td>11 ～ 20 m<sup>3</sup></td> <td>165 円</td> </tr> <tr> <td>21 ～ 30 m<sup>3</sup></td> <td>175 円</td> </tr> <tr> <td>31 ～ 40 m<sup>3</sup></td> <td>190 円</td> </tr> <tr> <td>41 ～ 50 m<sup>3</sup></td> <td>195 円</td> </tr> <tr> <td>51 ～ 100 m<sup>3</sup></td> <td>210 円</td> </tr> <tr> <td>101 ～ m<sup>3</sup></td> <td>220 円</td> </tr> <tr> <td>浴場業汚水</td> <td>1m<sup>3</sup>ごとに</td> <td>10 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">井戸水使用 (一般世帯)</td> <td>1世帯1人として 認定水量月7m<sup>3</sup></td> <td>1,310 円</td> </tr> <tr> <td>1世帯2～5人までは1人増すごとに認定水量月5m<sup>3</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1世帯6人目以降は1人増すごとに認定水量月4m<sup>3</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上水道・井戸水併用</td> <td colspan="2">上水道使用水量+認定水量1/2</td> </tr> </tbody> </table>	種類、区分	汚水量	料金(税抜き)	基本料金	0 ～ 10 m <sup>3</sup>	1,310 円	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	11 ～ 20 m <sup>3</sup>	165 円	21 ～ 30 m <sup>3</sup>	175 円	31 ～ 40 m <sup>3</sup>	190 円	41 ～ 50 m <sup>3</sup>	195 円	51 ～ 100 m <sup>3</sup>	210 円	101 ～ m <sup>3</sup>	220 円	浴場業汚水	1m <sup>3</sup> ごとに	10 円	井戸水使用 (一般世帯)	1世帯1人として 認定水量月7m <sup>3</sup>	1,310 円	1世帯2～5人までは1人増すごとに認定水量月5m <sup>3</sup>		1世帯6人目以降は1人増すごとに認定水量月4m <sup>3</sup>		上水道・井戸水併用	上水道使用水量+認定水量1/2		旧鹿本町：定額（人員）制（鹿本処理区）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類、区分</th> <th>基本料金</th> <th>業務料金</th> <th>加算料金 (1人当たり)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般世帯</td> <td rowspan="14">1,524 円</td> <td>—</td> <td>572 円</td> <td>6人目以降285円</td> </tr> <tr> <td>一般世帯(雑排水のみ)</td> <td>—</td> <td>476 円</td> <td>6人目以降285円</td> </tr> <tr> <td>事務所(内勤)</td> <td>—</td> <td>143 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務所(外勤)</td> <td>—</td> <td>77 円</td> <td>外勤:勤務時間の半分以上を事務所以外に従事する勤務形態</td> </tr> <tr> <td>工場及び作業所</td> <td>—</td> <td>143 円</td> <td>業務用排水のない施設</td> </tr> <tr> <td>理・美容室及び鮮魚店</td> <td>1,429 円</td> <td>143 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>精肉店及び豆腐店</td> <td>477 円</td> <td>143 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>飲食店(宿泊有)</td> <td>9,524 円</td> <td>143 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>飲食店(宿泊無)</td> <td>3,810 円</td> <td>143 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医院(病床有り)</td> <td>9,524 円</td> <td>143 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医院(外来のみ)</td> <td>2,381 円</td> <td>143 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保育所・幼稚園</td> <td>—</td> <td>96 円</td> <td>職員は事務所に準ずる</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>—</td> <td>115 円</td> <td>職員は事務所に準ずる</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>—</td> <td>124 円</td> <td>職員は事務所に準ずる</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>—</td> <td>143 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地区集会所</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類、区分	基本料金	業務料金	加算料金 (1人当たり)	備考	一般世帯	1,524 円	—	572 円	6人目以降285円	一般世帯(雑排水のみ)	—	476 円	6人目以降285円	事務所(内勤)	—	143 円		事務所(外勤)	—	77 円	外勤:勤務時間の半分以上を事務所以外に従事する勤務形態	工場及び作業所	—	143 円	業務用排水のない施設	理・美容室及び鮮魚店	1,429 円	143 円		精肉店及び豆腐店	477 円	143 円		飲食店(宿泊有)	9,524 円	143 円		飲食店(宿泊無)	3,810 円	143 円		医院(病床有り)	9,524 円	143 円		医院(外来のみ)	2,381 円	143 円		保育所・幼稚園	—	96 円	職員は事務所に準ずる	小学校	—	115 円	職員は事務所に準ずる	中学校	—	124 円	職員は事務所に準ずる	高等学校	—	143 円		地区集会所	—	—
種類、区分	汚水量	料金(税抜き)																																																																																																						
基本料金	0 ～ 10 m <sup>3</sup>	1,310 円																																																																																																						
超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	11 ～ 20 m <sup>3</sup>	165 円																																																																																																						
	21 ～ 30 m <sup>3</sup>	175 円																																																																																																						
	31 ～ 40 m <sup>3</sup>	190 円																																																																																																						
	41 ～ 50 m <sup>3</sup>	195 円																																																																																																						
	51 ～ 100 m <sup>3</sup>	210 円																																																																																																						
	101 ～ m <sup>3</sup>	220 円																																																																																																						
浴場業汚水	1m <sup>3</sup> ごとに	10 円																																																																																																						
井戸水使用 (一般世帯)	1世帯1人として 認定水量月7m <sup>3</sup>	1,310 円																																																																																																						
	1世帯2～5人までは1人増すごとに認定水量月5m <sup>3</sup>																																																																																																							
	1世帯6人目以降は1人増すごとに認定水量月4m <sup>3</sup>																																																																																																							
上水道・井戸水併用	上水道使用水量+認定水量1/2																																																																																																							
種類、区分	基本料金	業務料金	加算料金 (1人当たり)	備考																																																																																																				
一般世帯	1,524 円	—	572 円	6人目以降285円																																																																																																				
一般世帯(雑排水のみ)		—	476 円	6人目以降285円																																																																																																				
事務所(内勤)		—	143 円																																																																																																					
事務所(外勤)		—	77 円	外勤:勤務時間の半分以上を事務所以外に従事する勤務形態																																																																																																				
工場及び作業所		—	143 円	業務用排水のない施設																																																																																																				
理・美容室及び鮮魚店		1,429 円	143 円																																																																																																					
精肉店及び豆腐店		477 円	143 円																																																																																																					
飲食店(宿泊有)		9,524 円	143 円																																																																																																					
飲食店(宿泊無)		3,810 円	143 円																																																																																																					
医院(病床有り)		9,524 円	143 円																																																																																																					
医院(外来のみ)		2,381 円	143 円																																																																																																					
保育所・幼稚園		—	96 円	職員は事務所に準ずる																																																																																																				
小学校		—	115 円	職員は事務所に準ずる																																																																																																				
中学校		—	124 円	職員は事務所に準ずる																																																																																																				
高等学校	—	143 円																																																																																																						
地区集会所	—	—																																																																																																						
業務用使用料体系の概要・考え方																																																																																																								
その他の使用料体系の概要・考え方																																																																																																								
条例上の使用料*2 (20 m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">公共</td> <td>令和2年度</td> <td>3,255 円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>3,255 円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>3,255 円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>3,560 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">特環</td> <td>令和3年度</td> <td>3,560 円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>3,560 円</td> </tr> </table>	公共	令和2年度	3,255 円	令和3年度	3,255 円	令和4年度	3,255 円	令和2年度	3,560 円	特環	令和3年度	3,560 円	令和4年度	3,560 円	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">公共</td> <td>令和2年度</td> <td>2,550 円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>2,663 円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>2,685 円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>2,806 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">特環</td> <td>令和3年度</td> <td>2,785 円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>3,058 円</td> </tr> </table>	公共	令和2年度	2,550 円	令和3年度	2,663 円	令和4年度	2,685 円	令和2年度	2,806 円	特環	令和3年度	2,785 円	令和4年度	3,058 円																																																																										
公共	令和2年度		3,255 円																																																																																																					
	令和3年度		3,255 円																																																																																																					
	令和4年度		3,255 円																																																																																																					
	令和2年度	3,560 円																																																																																																						
特環	令和3年度	3,560 円																																																																																																						
	令和4年度	3,560 円																																																																																																						
	公共	令和2年度	2,550 円																																																																																																					
令和3年度		2,663 円																																																																																																						
令和4年度		2,685 円																																																																																																						
令和2年度		2,806 円																																																																																																						
特環	令和3年度	2,785 円																																																																																																						
	令和4年度	3,058 円																																																																																																						

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組織

職員数	11名（会計年度任用職員1人含む） 課長・業務係4名・管理係6名 （うち下水道事業会計から6名の人件費（損益）を支出）
事業運営組織	<pre> graph LR     Mayor[市長] --- DeputyMayor[副市長]     DeputyMayor --- Construction[建設部]     Construction --- Sewerage[下水道課]     Sewerage --- Business[業務係]     Sewerage --- Management[管理係]             </pre>

(2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・山鹿浄水センターの運転維持管理を包括的民間委託(3年の長期契約)。 ・マンホールポンプを含む管渠、及び鹿本中継ポンプ場の維持管理を民間委託。 ・使用料の請求及び徴収を民間委託。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし (今後はウォーターPPPによる管渠の包括委託を検討。)
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	下水汚泥は一部を肥料登録し、農地還元を目標に肥料として一部提供。 今後は、脱水乾燥機の更新に伴う汚泥の肥料化を推進し、汚泥処分費の削減を検討。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

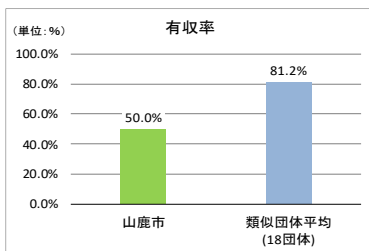
(3)経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

経営環境や規模等が類似している他団体を独自に抽出し、重要視される経営指標の比較、分析をした結果は以下のとおりになります。また、公表している令和4年度決算「経営比較分析表」を添付しております。

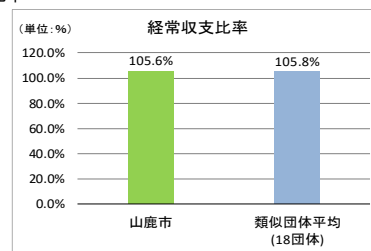
【公共下水道事業】

○有収率



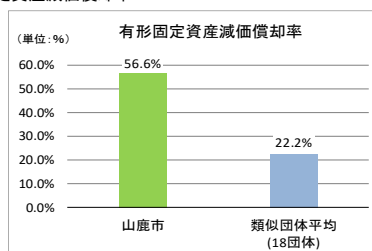
中心市街地に合流管が存在していることが原因でもありますが、類似団体と比較して著しく低く、処理費用の増加につながっているため、早急な不明水対策が必要となっております。

○経常収支比率



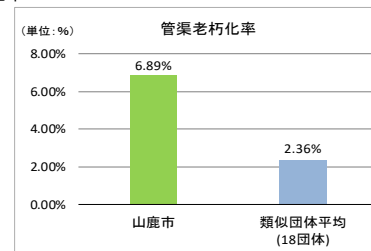
100%を超えており、維持管理費や利息等の費用を繰入金を含めた収益で賄っております。

○有形固定資産減価償却率



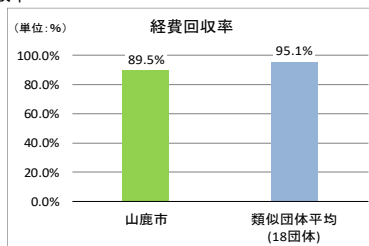
長寿命化を続けたことにより、更新投資が十分にできておらず、類似団体と比べ施設の老朽化度合いが高くなっているため、ストックマネジメント計画等により計画的な投資が必要となっております。

○管渠老朽化率



昭和44年から建設を行っているため、耐用年数を超過した管渠の延長が年々増加しており、施設の更新投資と併せて管渠の更生も必要となっております。

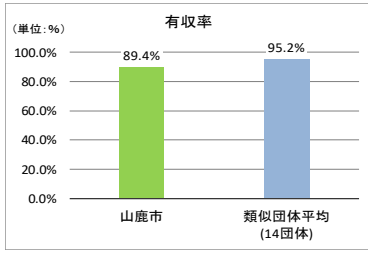
○経費回収率



汚水処理原価は類似団体に比べ高くありませんが、使用料単価が低いため、経費回収率は100%未満となっております。

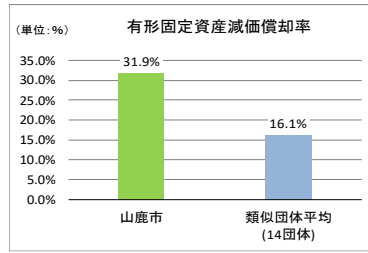
【特定環境保全公共下水道事業】

○有収率



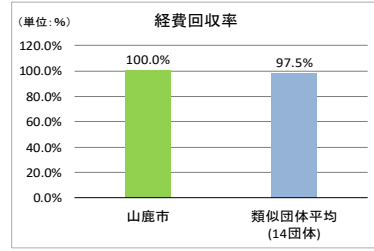
類似団体と比較して低く、不明水の流入が疑われます。これまでも不明水の調査を行ってきましたが、特定に至っていないため、引き続き対策を行います。

○有形固定資産減価償却率



公共下水道ほど老朽化は進行していませんが、類似団体と比較すれば高いため、今後は計画的に更新投資を行っていく必要があります。

○経費回収率



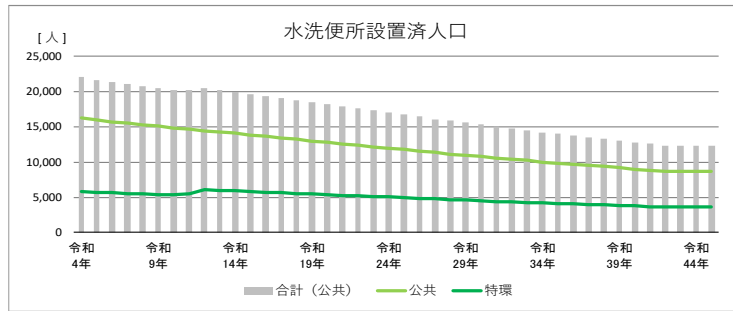
経費回収率は100%であり、類似団体と比較しても同程度の水準となっております。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

全国的な人口減少の影響を受け、山鹿市においても減少していく見込みとし、直近の実績に「山鹿市長期人口ビジョン」の減少率を反映したところで予測しております。

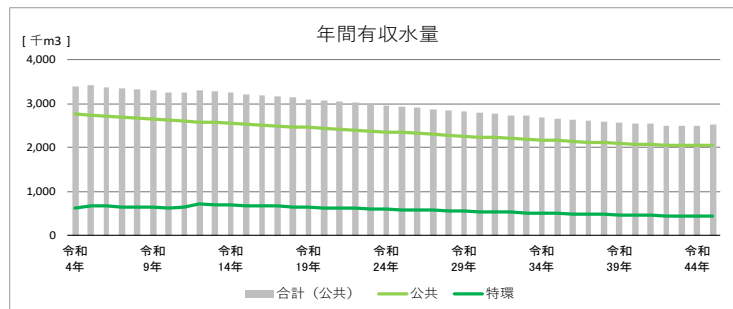
※令和11・12年度の増加は、農業集落排水処理区を特定環境保全公共下水道へ移行することによるものです。



(2) 有収水量の予測

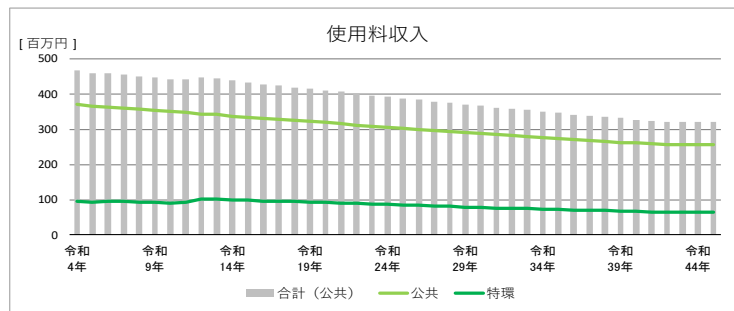
直近の実績を基に水洗化人口、家庭用汚水量原単位 (m<sup>3</sup>/人・日) を算出し、有収水量を予測 (事業用の有収水量については予測がつかないことから、直近実績値と同値) しております。処理区域内人口の減少に比例し、水洗化人口も減少することから、有収水量も減少していく予測としております。

※令和11・12年度の増加は、農業集落排水処理区を特定環境保全公共下水道へ移行することによるものです。



### (3) 使用料収入の見通し

使用料は、公共については有収水量の予測に直近の使用料単価を乗じて予測し、特環については従量制と人員制が混在しているため、直近の実績値や水洗化人口予測を使用して予測しております。有収水量や水洗化人口の減少に伴い下水道使用料も減少する見通しであるため、令和8年度までに使用料改定による収入確保を検討しております。  
※令和11・12年度の増加は、農業集落排水処理区を特定環境保全公共下水道へ移行することによるものです。



### (4) 施設の見通し

山鹿市の公共下水道は昭和50年に供用を開始し、48年が経過しております。新たな拡張は行っていないものの、耐用年数を超過する管渠が年々増加傾向にあります。また、処理場等の施設についても、多くの資産が耐用年数を超過しておりますが、これまで維持補修による長寿命化を行うことにより現状を維持してきました。  
一方、特定環境保全公共下水道については、平成9年に供用を開始し、耐用年数を超過した管渠はありませんが、26年経過しているため、ポンプ等の機械施設の維持補修費の増加が顕著に現れております。  
今後は、第2期ストックマネジメント計画に基づいた更新投資や耐用年数を超過した資産の更新を計画的に行い、事業の継続を図っていく必要があります。

### (5) 組織の見通し

整備を行っていた一時期に比べ職員数を減少することで経費削減に努めてまいりました。今後は多くの事業（計画）を予定しているため、業務量に合わせた職員の増加も必要ですが、事務役割の見直し、研修の充実や効果的な外部委託を活用し、職員の負担を軽減することで現状維持の見込みとしております。

## 3. 経営の基本方針

「住環境の向上と公共用水域の水質保全の推進」を基本に、将来にわたり持続可能な下水道を維持していくために以下の方針を基本方針とします。

#### ・経営の効率化

山鹿市の下水道事業は平成16年に地方公営企業法の一部適用を行い、経営の明確化（見える化）を行ってきました。今後は、人口減少による収入の減少が課題であり、将来にわたって安定的な事業運営を行うため、経営の合理化・効率化による経費削減を図り、使用料についても常に検証して見直しを行うことで収入確保に努めます。

#### ・計画的な更新

山鹿市の下水道整備は完了しており、現在は現施設を適正管理しながら長寿命化に努めておりますが、近年は老朽化による維持管理費用の増加が課題となっております。今後は、農業集落排水処理区の特定環境保全公共下水道への移行やストックマネジメント計画により投資の優先順位を定め、平準化を図ることで計画的な更新を行います。また、耐用年数を大幅に超過した資産の更新を順次行い、安定的に下水道サービスを供給できるよう施設を維持していきます。

#### 4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には（3）において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

##### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	農業集落排水処理区の接続計画やストックマネジメント計画に基づく改築更新を、投資の平準化を可能な限り図りながら計画的に行います。
-----	---

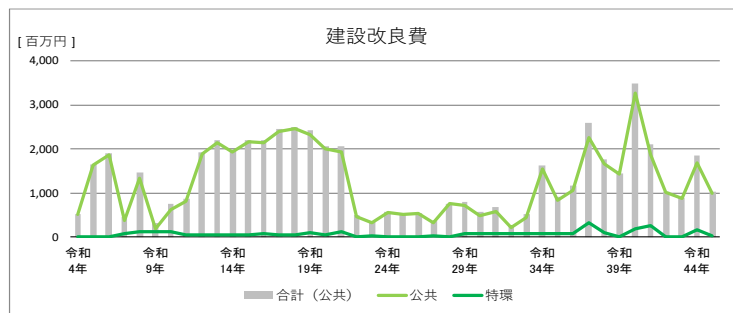
・山鹿浄水センター内にし尿等受入施設を新たに整備し、熊本市及び山鹿市のし尿・浄化槽汚泥を集約処理する下水道広域化推進総合事業計画にかかる投資費用を令和6年度まで計上しています。

・農業集落排水処理区を近隣の特定環境保全公共下水道へ接続する農業集落排水接続計画を令和6年度から令和11年度まで計画しており、その投資費用を見込んでおります。

・令和6年度に第2期ストックマネジメント計画が策定されるため、今回の投資計画においては、優先度の高い未実施の更新や雨水ポンプ場の改築更新、及び耐水化計画にかかる投資を令和11年度まで計上しております。

・供用開始から50年近く経過したことにより、耐用年数を超過した管渠が少しずつ増えてきているため、管渠調査による優先順位を設定し、計画的に管渠更生工事を計画しております。

・現時点において令和12年度以降の明確な投資計画がないため、それ以降は、アセットマネジメントツールを用いて、耐用年数を大幅に超過した資産について平準化を図りながら更新投資額を計上しております。



##### ② 収支計画のうち財源についての説明

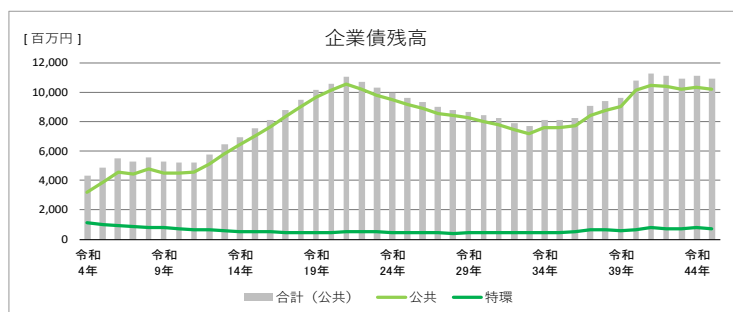
目 標	事業継続に向けた適正な使用料を目指します。
-----	-----------------------

・使用料収入については、整備が完了しているため増加は見込めず、2. (3)の見通しのとおり、人口減少に伴い減少していく見込みと見込んでいます。繰越利益剰余金やこれまでの現金残高があるため、喫緊の課題ではありませんが、令和7年度以降、収益的収支の赤字が危惧されますので、適正な使用料となるよう使用料改定について検討します。

・投資の財源については50%を社会資本整備総合交付金による国庫補助、残り50%を世代間負担の平準化を図るため起債を充当し、起債のうち半分を下水道債、半分を過疎債で見込み、過疎債の元利償還金については、一般会計との協議により繰入金で見込んでおります。なお、単独事業については、50%を下水道債、50%を過疎債で見込んでおります。

・繰入金については、公営企業の原則である独立採算を基本とし、国が示す繰出基準に基づく繰り入れとしております。また、下水道広域化推進総合事業にかかる維持管理費や元利償還金等の負担金を見込んでおります。

・熊本市及び山鹿市のし尿・浄化槽汚泥を公共下水汚泥と一緒に集約処理する下水道広域化推進総合事業により、し尿等受入施設を整備し、処理の効率化を図ります。また、令和7年度から事業の運用に係る負担金を得ることで新たな収益とし、その事業運営に係る収支を計上しております。



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>(職員給与費に関する事項) 2. (5)の見通しのとおり現状を維持するものとし、令和5年度予算における職員数・金額で推移しております。</p> <p>(動力費に関する事項) 実績値より有収水量1m3あたりの動力費単価を算出し、有収水量の推移に合わせて物価上昇率1%を加味したところで見込んでおります。</p> <p>(修繕費に関する事項) 老朽化により年々増加しているため、不具合箇所を事前把握し、計画的に修繕していくことで平準化を図ります。そのため、実績値の平均や上昇額を加味したところで算出しておりますが、上限額を設け、平準化した見込みとしております。</p> <p>(材料費、委託費に関する事項) 実績に物価上昇率1%を加味したところで見込んでおります。令和7年度からは下水道広域化推進総合事業による増加見込み額を、令和11年度からは農業集落排水処理区の移行に伴う増加見込み額を加算しております。</p> <p>(減価償却費、利息に関する事項) 減価償却費については、既存資産の減価償却費に4. (2)①で見込んだ投資に係る減価償却費を加味して見込んでおります。また、支払利息については、既発債の支払利息に4. (2)②で見込んだ財源となる起債に係る支払利息を年利1%で計算し見込んでおります。</p>
---

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	熊本市との下水道広域化推進総合事業により、し尿等受入施設の整備・運用を計画していますが、将来は人口減少や水洗化の普及により、し尿・浄化槽汚泥の受け入れ量が減少し、規模の適正性(オーバースペック)が危惧されるため、周辺自治体との新たな連携を検討し、継続して収益の確保を目指します。
投資の平準化に関する事項	管渠の点検・調査により管渠更生の優先順位を設け平準化を図ります。また、令和6年度に策定する第2期ストックマネジメント計画においても投資の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在の民間委託を維持しつつ、他自治体の先進事例や革新的取組を参考とし、山鹿市での実現可能性を考慮して検討します。
その他の取組	特にありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料単価が低く、人口減少による使用料収入の減少が重なり、令和7年度以降収益的収支の赤字が危惧されます。また、経費回収率も91.5%(令和4年度決算)と100%に満たしていないため、計画期間内に経費回収率100%を目標とし、段階的な使用料改定も見据えて、まずは、令和10年度に経費回収率95%以上となるように、令和8年度までに適正な使用料への見直しを行います。
資産活用による収入増加の取組について	令和6年度に完成する汚泥の脱水乾燥機により、翌年度から乾燥汚泥の肥料化を行い、配布・販売することで、これまで発生していた汚泥処分費用を削減します。
その他の取組	有収率が他団体より低く、維持管理費増加の要因となっているため、早急に不明水の原因を解明し、経営改善を図ります。また、水洗化率も同様に低いため、未接続の世帯に対し接続の勧奨を行い、水洗化率の向上に努め、維持管理費の削減を目指します。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

<p>民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)</p>	<p>PPP/PFI等の具体的な検討は行っておりませんが、他市町村の状況や委託内容の見直しを行い、経費削減の可能性を検証したうえで検討します。 ウォーターPPPの導入にあたっては、管路施設の包括的民間委託について、管路の実態把握による改築工事費の抑制と平準化、事業期間の短縮と品質向上、及び予防保全型の維持管理へ移行することで管路の修繕費の縮減によるコスト効果を図ります。 経費削減のため平成22年度から行っている山鹿浄水センターの運転維持管理に係る包括的民間委託についても、継続して行うことで、蓄積したノウハウを活用した効率的な管理運営と経費節減に努めていきます。</p>
<p>職員給与費に関する事項</p>	<p>必要に応じた適正な人員配置を人事担当部局と調整します。</p>
<p>動力費に関する事項</p>	<p>機器の更新において、ランニングコストも考慮し省エネ効果の高い機器の選定等を行い、動力費の抑制に努めます。また、山鹿浄水センターにおいては動力費を含めた包括的民間委託を検討します。</p>
<p>薬品費に関する事項</p>	<p>既に包括的民間委託に含めて発注しております。</p>
<p>修繕費に関する事項</p>	<p>山鹿浄水センターの修繕費の一部については、既に包括的民間委託に含めて発注しております。</p>
<p>委託費に関する事項</p>	<p>包括的民間委託の範囲を見直し、経費の抑制、業務の効率化に努めていきます。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>特にありません。</p>

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、改定等に関する事項</p>	<p>毎年度、決算により進捗管理（モニタリング）を行い、実施状況の事後検証を行います。見直しにあたっては、実績との乖離要因を分析し、改善を図ったうえで、少なくとも5年に1度の頻度で見直しを行います。 今後はPDCAサイクルを効果的に回すことにより、事後検証・計画の更新に努め、事業の経営改善を目指します。</p>
----------------------------	--



# 経営比較分析表（令和4年度決算）

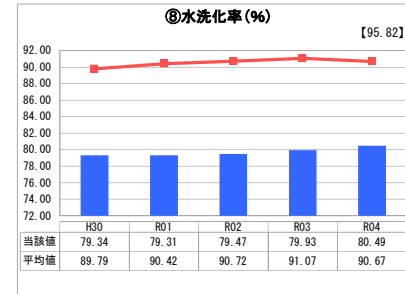
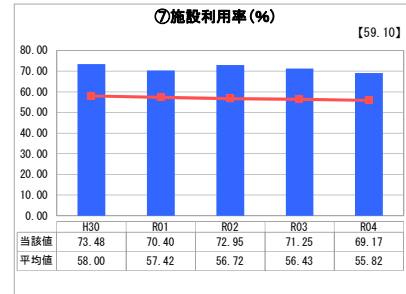
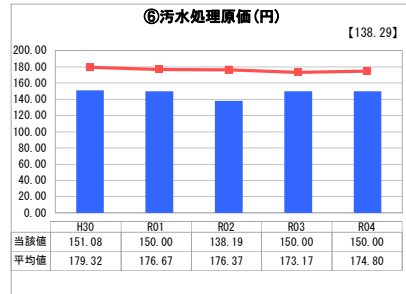
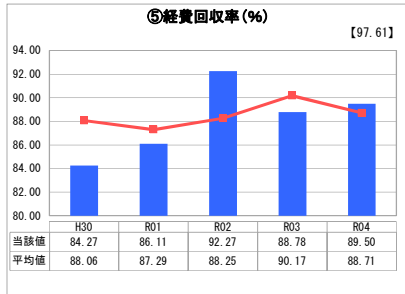
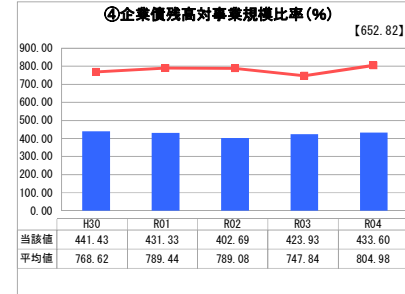
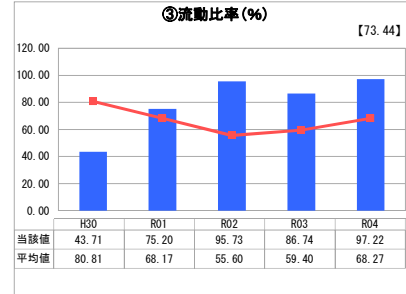
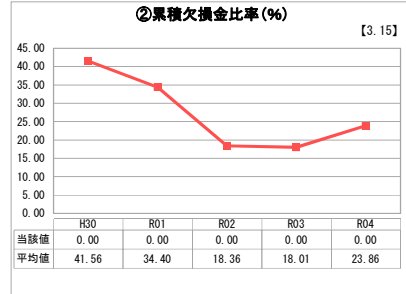
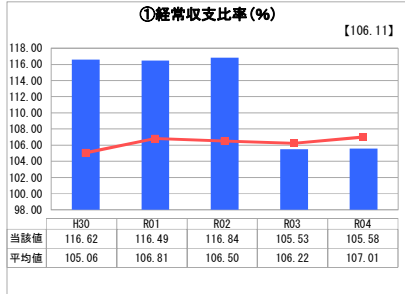
熊本県 山鹿市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cc1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20 <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	67.50	41.13	49.95	3,255

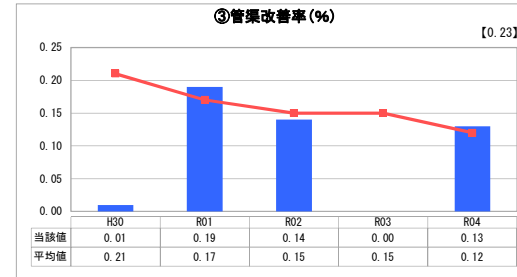
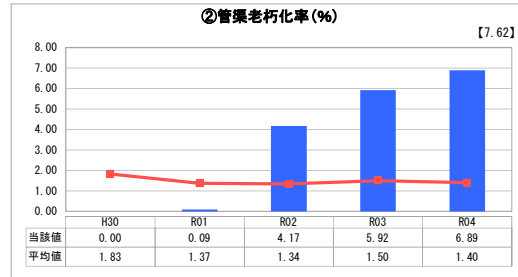
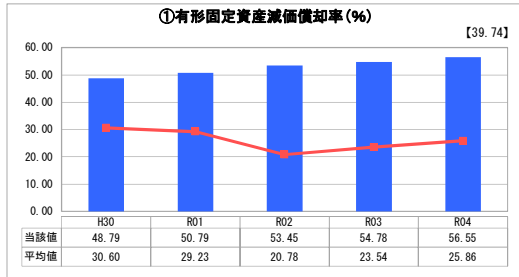
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
49,397	299.69	164.83
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
20,212	6.41	3,153.20

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和4年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

- ①経常収支比率（収益で費用を賄っている比率）は、大規模な改修更新の実施でR3年度に減価償却費や資産減耗費が大幅に増加し悪化した。R4年度も大規模な更新や修繕費等が増加したことでほぼ横ばいの状態である。100%は超えているものの類似団体平均値は下回っており、今後も増加が見込まれる維持費を抑制し経営安定に努める必要がある。
- ②累積欠損金は無い。
- ③流動比率（短期的な債務に対する支払能力）は、企業債償還の減少や現金預金が増加したことで収支のバランスが改善され、100%に近づいている。ただ、特定環境保全公共下水道事業と同一会計であり費用等の按分の関係上、特定環境保全公共下水道事業は適正な基準・平均値を大きく下回っているため、今後さらに歳出削減等に努めていく必要がある。
- ④企業債残高対事業規模比率（使用料収入に対する企業債残高の割合）は、類似団体と比較し低い数値となったが、今後施設老朽化に伴う企業債発行の増加が見込まれるため、計画的な更新と企業債発行の適正管理に努める。
- ⑤経費回収率（経費を使用料で賄えているかの指標）は類似団体平均値を上回ったものの、適正な基準を下回っているため使用料改定等の検討を行う。併せて施設の計画的な更新、維持管理費の抑制等に努める。
- ⑥汚水処理原価（汚水処理に要した費用）については、類似団体平均を下回っているが、今後人口減少による使用水量の減少で汚水処理原価上昇が懸念されるため、有収水量の増加や使用料改定を検討する必要がある。
- ⑦施設利用率（1日に対応可能な処理能力に対する1日平均処理水量の割合）は、類似団体平均値を上回っているが、不明水の割合が高いことが要因として考えられ、今後は人口減少も見込まれるため、適正な施設規模を検討する必要がある。
- ⑧水洗化率（汚水処理している人口の割合）は、類似団体・全国平均と比較し、かなり低い水準で推移している。更なる接続を促す取り組みが必要だが高齢者世帯が多く、対策が難しい状況である。

### 2. 老朽化の状況について

- ①有形固定資産減価償却率（減価償却がどの程度進んでいるか。資産の老朽化度を示す）は、類似団体よりも数値が高く、経年上昇している。老朽化が進んでいるが十分な更新投資が出来ていない状況であるため、更なる計画的な更新・維持管理を行っていく必要がある。
- ②管渠の老朽化については、年々法定耐用年数を超えた管渠の割合が増えつつある中で、調査により硫化水素による腐食等の劣化が見られたものを緊急度に応じて更新を行っている。今後も増大が見込まれる経費を抑制するためにも計画的に調査・更新を行っていく予定である。

## 全体総括

令和5年度に行う経営戦略の改定にて現状の課題を再確認し、使用料改定の検討を含め、更なる経営の健全化に向けた取組を行い、経営の効率化、維持管理費の抑制に努めていく。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

# 経営比較分析表（令和4年度決算）

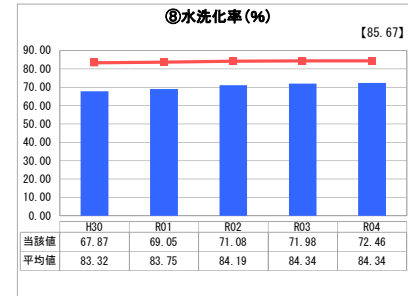
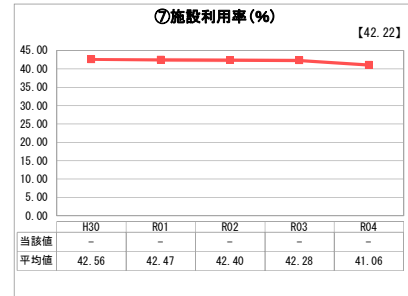
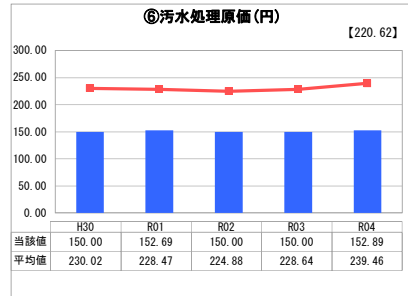
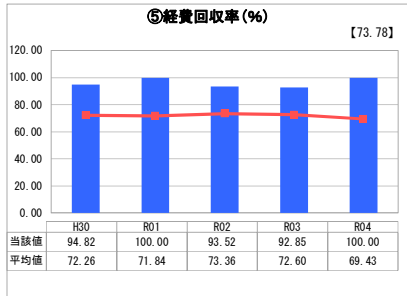
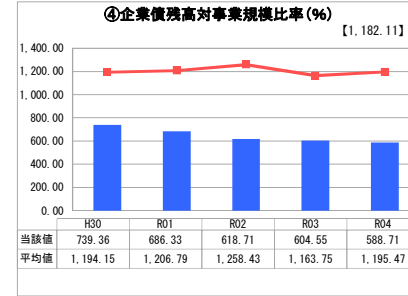
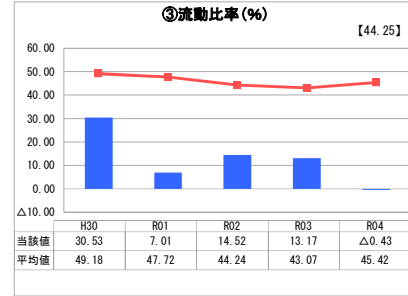
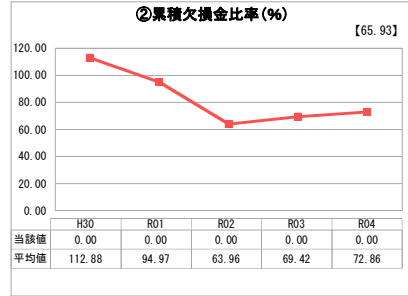
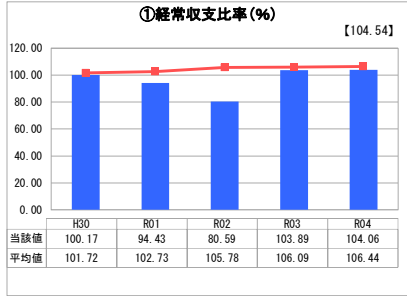
熊本県 山鹿市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家賃料(円)
-	66.92	16.22	89.28	3,560

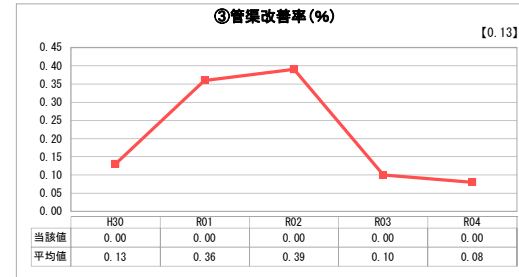
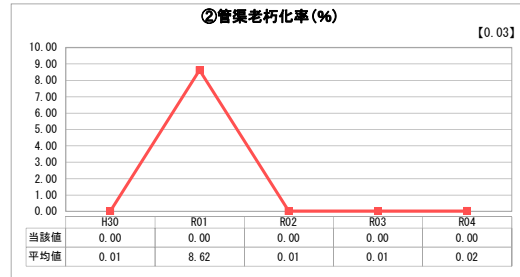
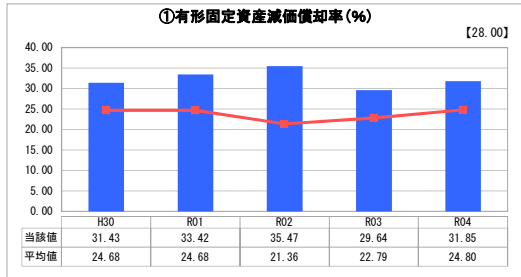
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
49,397	299.69	164.83
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
7,971	2.68	2,974.25

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和4年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率(収益で費用を賄えている状態)は、農業集落排水事業からの処理区移管に伴い改善し100%を満たしているが、人口減少や施設の更新等を踏まえて維持管理費の削減等更なる経営安定化を図る必要がある。  
 ②累積欠損金はない。  
 ③流動比率(短期的な債務に対する支払能力)については、適正な基準・平均値を大きく下回っており、R4年度は現金預金が減少し流動比率がマイナス値となった。公共下水道事業と同一会計であり費用等の按分上の関係上このような数値となり今後も同様に見込まれる。引き続き収入の確保と歳出削減に努めていく必要がある。  
 ④企業債残高対事業規模比率(使用料収入に対する企業債残高の割合)は、平均値より低い水準で推移しているが、今後、施設の老朽化に伴い更なる企業債発行が見込まれるため、計画的な更新及び企業債発行の適正管理に努める。  
 ⑤経費回収率(経費を使用料で賄えているかの指標)は汚水処理費が減少したことにより100%を満たした。類似団体平均値と比較すると良好な水準ではあるが、公共下水道に接続し処理施設を有していないためであるため、今後も歳出抑制を図り、経営健全化に努める。  
 ⑥汚水処理原価(汚水処理に要した費用)は、類似団体と比較すると低い水準で推移しているが、今後は人口減少に伴う使用水量の減少も見込まれるため、歳出抑制等の経営改善に努める。  
 ⑦施設利用率(1日に対応可能な処理能力に対する、1日平均処理量の割合)は、公共下水道に接続しており処理場を有しないため算出できない。  
 ⑧水洗化率(汚水処理している人口の割合)は、平均値と比較して低い水準で推移している。更なる接続を促す取組が必要だが、高齢者世帯が多く対策が難しい状況である。

### 2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率は、全国・類似団体平均値を上回っており、管渠の老朽化はまだだが、法定耐用年数に近い資産が多く減価償却が進んでいるため、ストックマネジメント計画等により適正な維持管理に努めていく必要がある。  
 ②③管渠の老朽化について、耐用年数を超えた管渠はなく塩ビ管が多いため問題の発生は少ないと思われるが、公共下水道への接続にあたり汚水を長距離圧送しているため、圧送管に腐食等が発生する懸念があり、今後も経過観察を行い改善を図る必要がある。

## 全体総括

令和5年度に行う経営戦略の改定にて現状の把握や課題の再確認を行い、更なる経営の健全化に向けて計画的な維持管理、歳出削減、経営の効率化などの取り組みを行っていく。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

原価計算表

供用開始年月日 昭和50年 4月 1日  
 処理区域内人口 28,183人  
 計算期間 自 R6年4月至 R10年3月  
 (4年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
使 用 料 (X)	千円 467,572	千円 452,799	千円	千円 452,799
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	206,930	234,274		234,274
合 計	674,502	687,074	0	687,074

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
職 員 給 与 費	千円 18,459	千円 23,981	千円	千円 23,981
経 費	動 力 費	27,836	31,157	31,157
	修 繕 費	48,435	50,634	50,634
	材 料 費	10,778	10,881	10,881
	そ の 他	187,677	212,460	212,460
減 価 償 却 費	169,183	325,431	184,135	141,296
支 払 利 息	45,130	63,450	35,189	28,260
そ の 他	3,591	0		0
合 計 (Y)	511,089	717,993	219,324	498,669

資 産 維 持 費 ( Z )	4,305
使用料対象経費(Y)+(Z)	502,974

$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 90.02$

<使用料水準についての説明>

計算期間(令和6年度~令和9年度)における経費回収率(使用料対象経費に対する下水道使用料の割合)は90.02%であり、使用料単価が低いことから経費を使用料で賄えておりません。  
 また、今後は人口減少による使用料収入の減少、老朽化による維持管理費の増加により、経費回収率の増加は見込めないため、計画期間内に経費回収率100%を目標として、まずは、令和8年度までに適正な使用料への見直しを行います。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。



投資・財政計画  
(収支計画)

資本的収支【下水道事業会計】

		実績		予測									
		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033

(単位：千円)

年 度 区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	
		(決算)	(決算見込)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)
資本的 収 入	1. 企 業 債	265,400	919,200	954,150	220,800	704,500	169,950	390,525	443,525	977,919	1,105,245	993,303	1,105,288	
	うち資本費平準化債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2. 他 会 計 出 資 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	3. 他 会 計 補 助 金	9,333	9,437	21,849	42,326	46,836	50,863	66,047	68,027	76,139	87,392	112,032	128,545	
	4. 他 会 計 負 担 金	-	-	-	47,182	47,324	47,466	47,608	47,751	47,895	48,038	48,183	48,327	
	5. 他 会 計 借 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	6. 国（都道府県）補助金	239,480	731,225	933,510	235,230	757,700	149,580	369,755	422,755	953,948	1,081,274	988,334	1,100,319	
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	8. 工 事 負 担 金	5,973	2,000	4,970	4,970	4,970	4,970	4,970	4,970	4,970	4,970	4,970	4,970	
	9. そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計 (A)	520,186	1,661,862	1,914,479	550,508	1,561,330	422,829	878,905	987,028	2,060,871	2,326,919	2,146,822	2,387,449	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	純 計 (A)-(B) (C)	520,186	1,661,862	1,914,479	550,508	1,561,330	422,829	878,905	987,028	2,060,871	2,326,919	2,146,822	2,387,449	
	資本的 支 出	1. 建 設 改 良 費	516,089	1,658,043	1,895,020	461,000	1,469,000	324,500	765,250	871,250	1,936,837	2,191,488	1,986,607	2,210,577
		うち職員給与費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		2. 企 業 債 償 還 金	360,317	355,400	354,069	432,490	434,567	428,437	451,915	448,124	433,962	445,641	480,657	508,438
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	-	-	-	-	-	-
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		5. そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計 (D)	916,406	2,053,443	2,289,089	933,490	1,943,567	792,937	1,217,165	1,319,374	2,370,799	2,637,129	2,467,264	2,719,015		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	396,220	391,581	374,610	382,982	382,237	370,108	338,260	332,346	309,928	310,210	320,442	331,566		
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	314,763	316,230	320,263	327,738	320,185	316,700	310,636	312,786	309,928	310,210	320,442	331,566	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	56,854	75,351	54,347	42,810	-	-	-	-	-	-	-	-	
	3. 繰 越 工 事 資 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	4. そ の 他	24,603	-	-	12,434	62,052	53,408	27,624	19,560	-	-	-	-	
計 (F)	396,220	391,581	374,610	382,982	382,237	370,108	338,260	332,346	309,928	310,210	320,442	331,566		
補填財源不足額 (E)-(F) (G)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
他 会 計 借 入 金 残 高 (H)	200,000	160,000	120,000	80,000	40,000	-	-	-	-	-	-	-		
企 業 債 残 高 (H)	4,331,765	4,895,565	5,495,646	5,283,956	5,553,889	5,295,402	5,234,012	5,229,413	5,773,370	6,432,974	6,945,620	7,542,470		

○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度 区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
		(決算)	(決算見込)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)
収 益 的 収 支 分		334,322	399,050	335,149	345,298	340,514	344,299	341,710	351,074	359,911	375,955	403,289	416,257
	うち基準内繰入金	291,662	399,050	335,149	345,298	340,514	344,299	341,710	351,074	359,911	375,955	403,289	416,257
	うち基準外繰入金	42,660	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資 本 的 収 支 分		9,333	9,437	21,849	89,508	94,159	98,329	113,655	115,778	124,033	135,430	160,215	176,872
	うち基準内繰入金	9,333	9,437	21,849	89,508	94,159	98,329	113,655	115,778	124,033	135,430	160,215	176,872
	うち基準外繰入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	343,655	408,487	356,998	434,806	434,673	442,628	455,365	466,852	483,944	511,385	563,504	593,129	



投資・財政計画  
(収支計画)

資本的収支【公共下水道事業】

実績 予測

		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
		(単位：千円)											
年 度	区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
		(決算)	(決算見込)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)
資本的 収支	1. 企 業 債	260,200	897,500	944,650	183,800	646,000	104,700	322,525	413,525	950,321	1,076,664	968,052	1,080,072
	うち資本費平準化債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2. 他 会 計 出 資 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3. 他 会 計 補 助 金	3,539	3,811	15,609	37,237	42,852	47,608	63,514	66,578	74,904	85,498	109,093	124,725
	4. 他 会 計 負 担 金	-	-	-	47,182	47,324	47,466	47,608	47,751	47,895	48,038	48,183	48,327
	5. 他 会 計 借 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	6. 国（都道府県）補助金	239,480	731,225	924,010	198,230	699,200	84,330	301,755	392,755	926,350	1,052,693	963,083	1,075,103
	7. 固定資産売却代金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	8. 工 事 負 担 金	5,973	2,000	4,970	4,970	4,970	4,970	4,970	4,970	4,970	4,970	4,970	4,970
	9. そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計 (A)	509,192	1,634,536	1,889,239	471,419	1,440,346	289,074	740,372	925,579	2,004,440	2,267,863	2,093,381	2,333,197
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	純 計 (A)-(B) (C)	509,192	1,634,536	1,889,239	471,419	1,440,346	289,074	740,372	925,579	2,004,440	2,267,863	2,093,381	2,333,197
	1. 建 設 改 良 費	510,769	1,636,341	1,876,020	387,000	1,352,000	194,000	629,250	811,250	1,881,641	2,134,327	1,936,105	2,160,145
	うち職員給与費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2. 企 業 債 償 還 金	238,789	235,310	238,650	328,909	336,554	332,771	357,681	357,893	355,787	372,604	413,637	445,171
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5. そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計 (D)	749,558	1,871,651	2,114,670	715,909	1,688,554	526,771	986,931	1,169,143	2,237,428	2,506,931	2,349,742	2,605,316	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	240,366	237,115	225,431	244,490	248,208	237,697	246,559	243,564	232,988	239,068	256,361	272,119	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	240,366	237,115	225,431	244,490	248,208	237,697	246,559	243,564	232,988	239,068	256,361	272,119
2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3. 繰 越 工 事 資 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
4. そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計 (F)	240,366	237,115	225,431	244,490	248,208	237,697	246,559	243,564	232,988	239,068	256,361	272,119	
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
企 業 債 残 高 (H)	3,217,548	3,879,738	4,585,738	4,440,629	4,750,075	4,522,004	4,486,848	4,542,480	5,137,014	5,841,074	6,395,489	7,030,390	

○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分		(決算)	(決算見込)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)
収 益 的 収 支 分		280,410	340,700	290,543	300,898	295,416	298,245	294,596	294,734	293,387	308,585	334,152	345,844
	うち基準内繰入金	237,750	340,700	290,543	300,898	295,416	298,245	294,596	294,734	293,387	308,585	334,152	345,844
	うち基準外繰入金	42,660	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資 本 的 収 支 分		3,539	3,811	15,609	84,419	90,175	95,074	111,122	114,329	122,798	133,536	157,276	173,052
	うち基準内繰入金	3,539	3,811	15,609	84,419	90,175	95,074	111,122	114,329	122,798	133,536	157,276	173,052
	うち基準外繰入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	283,949	344,511	306,152	385,317	385,591	393,319	405,718	409,063	416,185	442,121	491,428	518,896	





投資・財政計画  
(収支計画)

資本的収支【特定環境保全公共下水道事業】

実績 予測

		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
		(単位：千円)											
区 分	年 度	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算見込)	令和6年度 (将来予測)	令和7年度 (将来予測)	令和8年度 (将来予測)	令和9年度 (将来予測)	令和10年度 (将来予測)	令和11年度 (将来予測)	令和12年度 (将来予測)	令和13年度 (将来予測)	令和14年度 (将来予測)	令和15年度 (将来予測)
	資本的 収入	1. 企業債	5,200	21,700	9,500	37,000	58,500	65,250	68,000	30,000	27,598	28,581	25,251
うち資本費平準化債		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 他会計出資金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3. 他会計補助金		5,794	5,626	6,240	5,089	3,984	3,255	2,533	1,449	1,235	1,894	2,939	3,820
4. 他会計負担金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5. 他会計借入金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6. 国(都道府県)補助金		-	-	9,500	37,000	58,500	65,250	68,000	30,000	27,598	28,581	25,251	25,216
7. 固定資産売却代金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8. 工事負担金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9. その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計 (A)	10,994	27,326	25,240	79,089	120,984	133,755	138,533	61,449	56,431	59,056	53,441	54,252
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	純計 (A)-(B) (C)	10,994	27,326	25,240	79,089	120,984	133,755	138,533	61,449	56,431	59,056	53,441	54,252
資本的 支出	1. 建設改良費	5,320	21,702	19,000	74,000	117,000	130,500	136,000	60,000	55,196	57,161	50,502	50,432
	うち職員給与費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2. 企業債償還金	121,528	120,090	115,419	103,581	98,013	95,666	94,234	90,231	78,175	73,037	67,020	63,267
	3. 他会計長期借入返還金	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	-	-	-	-	-	-
	4. 他会計への支出金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5. その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計 (D)	166,848	181,792	174,419	217,581	255,013	266,166	230,234	150,231	133,371	130,198	117,522	113,699
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	155,854	154,466	149,179	138,492	134,029	132,411	91,701	88,782	76,940	71,142	64,081	59,447
補填財源	1. 損益勘定留保資金	74,397	64,544	61,087	61,394	62,057	62,883	63,281	69,226	76,940	71,142	64,081	59,447
	2. 利益剰余金処分量	56,854	12,255	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3. 繰越工事資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4. その他	24,603	1,461	296	2,901	4,956	5,636	5,952	2,596	-	-	-	-
	計 (F)	155,854	78,260	61,383	64,295	67,013	68,519	69,233	71,822	76,940	71,142	64,081	59,447
	補填財源不足額 (E)-(F)	-	76,206	87,796	74,197	67,016	63,892	22,468	16,960	-	-	-	-
	他会計借入金残高 (G)	200,000	160,000	120,000	80,000	40,000	-	-	-	-	-	-	-
	企業債残高 (H)	1,114,217	1,015,827	909,908	843,327	803,814	773,398	747,164	686,933	636,356	591,900	550,131	512,080

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算見込)	令和6年度 (将来予測)	令和7年度 (将来予測)	令和8年度 (将来予測)	令和9年度 (将来予測)	令和10年度 (将来予測)	令和11年度 (将来予測)	令和12年度 (将来予測)	令和13年度 (将来予測)	令和14年度 (将来予測)	令和15年度 (将来予測)
収益的収支分		53,912	58,350	44,606	44,400	45,098	46,054	47,114	56,340	66,524	67,370	69,137	70,413
	うち基準内繰入金	53,912	58,350	44,606	44,400	45,098	46,054	47,114	56,340	66,524	67,370	69,137	70,413
	うち基準外繰入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資本的収支分		5,794	5,626	6,240	5,089	3,984	3,255	2,533	1,449	1,235	1,894	2,939	3,820
	うち基準内繰入金	5,794	5,626	6,240	5,089	3,984	3,255	2,533	1,449	1,235	1,894	2,939	3,820
	うち基準外繰入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	59,706	63,976	50,846	49,489	49,082	49,309	49,647	57,789	67,759	69,264	72,076	74,233